

要介護認定調査検討会設置要綱

平成12年8月11日

1 設置目的

要介護認定における一次判定の仕組みについて、専門的・技術的検討を行うことを目的として、要介護認定調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 組織等

- (1) 検討会の委員は学識経験者のうちから厚生省老人保健福祉局長が委嘱する。
- (2) 委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は検討会を総理する。
- (3) 検討会の庶務は、厚生省老人保健福祉局老人保健課において行う。

3 検討事項

- (1) 現在の要介護認定における一次判定の仕組みに係る技術的検討
- (2) 介護の手間を反映する指標についての技術的検討
 - ア 最近における高齢者介護の実態把握の方法の検討（施設と在宅の両者を含む。）
 - イ 高齢者的心身の状況の把握方法の検討
 - ウ アとイのうち、特に痴呆の有無に応じた検討
 - エ 上記ア～ウを踏まえた統計・分析手法の検討
- (3) 上記（1）及び（2）を踏まえた一次判定の仕組みに関する技術的検討
 - ア 認定調査項目の検討
 - イ 痴呆の有無に応じた判定のあり方の検討
 - ウ 施設と在宅の両者を含めた分析手法の検討
 - エ 要介護認定等基準時間の設定に関する技術的検討

4 検討会の運営等

(1) 参考人の招致

委員長は、討議の必要に応じ、適當と認められる有識者等を、参考人として招致することができるものとする。

(2) 審議の公開

審議は、原則として非公開とする。